



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 選挙管理委員会告示

85 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙の期日等	 1
86 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名	 1
87 投票用紙の様式	 1
88 選挙長にする届出等の受理場所	 2
89 選挙公報に掲載する掲載文の紙面の大きさ等	 2
90 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等	 3
91 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙の選挙会の場所等	 3
92 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額	 3
93 開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない	 3

○ 選挙長告示

1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等	 3
------------------------	---------

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 選挙の期日 令和8年9月13日
- 2 選挙すべき議員の数 3人

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

区 分	氏 名	住 所
選挙長	中拓哉	和歌山県和歌山市
選挙長職務代理者	宇治田栄蔵	和歌山県和歌山市

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

候補者氏名	令和八年執行 和歌山県議会議員補欠選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

和歌山県選挙管理委員会印

候補者氏名	点字投票 令和八年執行 和歌山県議会議員補欠選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

和歌山県選挙管理委員会印

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、あさぎ色（水色）とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第88号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和8年9月4日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第2条第1項の規定により発行する選

挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 紙面 おおむね縦11センチメートル、横23.5センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第4条第2項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和8年9月4日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

- 1 場所 和歌山県庁北別館4階第4委員会室
- 2 日時 令和8年9月15日 午後4時

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

5,537,300円

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙においては、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない。

令和8年9月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

選挙長告示

和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

令和8年9月13日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和8年9月4日

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和8年9月11日 午前11時